

後期高齢者医療制度（長寿医療制度） 一部負担金の割合が変更になる人に 新しい被保険者証を送付します

▶ 問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

医療機関にかかるときの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成20年7月までは従来の老人保健制度と同様に、同一世帯の被保険者及び70歳以上の人の所得や収入で判定していましたが、8月からは同一世帯の被保険者の所得や収入で判定します。

8月1日から平成21年7月31日までの一部負担金の割合は、平成19年中の所得や収入で判定し、①②に該当する人に新しい被保険者証を7月23日頃に送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

① 一部負担金の割合が変更になる人

② 現在、被保険者証の一部負担金の割合欄に「3割」ただし平成20年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用の記載のある人

なお、①②に該当しない人は、引き続き、今までお持ちの被保険者証で受診できます。（世帯の状況に異動があったり、所得の更正などが行われたときは、一部負担金の割合が随時変更されることがあります）

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当）の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる可能性がある人には、申請書を送付しています。世帯員全員が住民税非課税の人で認定証をお持ちでない場合は、入院の際に保険年金グループに申請してください。

古い被保険者証は使用できませんので、お手数ですが役場の保険年金グループ窓口にお返しください。



【表】医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一金の割合 一部負担	自己負担限度額(月額)		入院時食事代の標準負担額 (1食当たり)	該当条件
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が次の金額に満たない人は、保険年金グループに申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある人には申請書を送付しています】 ・同一世帯に被保険者が一人の場合(注) 収入…383万円 ・同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計…520万円
		12,000円	44,400円		
一般低所得Ⅱ 低所得Ⅰ	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人 ・各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ・老齢福祉年金の受給者
			15,000円		

※1 []内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

(注)制度改正に伴う経過措置(平成20年8月1日から平成22年7月31日まで)現役並み所得者(同一世帯に被保険者が一人の場合で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合に限り)のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、保険年金グループに申請することで一部負担金の割合は「3割」ですが、自己負担限度額は「一般」の区分となります。

政府決定(平成20年6月12日)に基づき 後期高齢者医療制度(長寿医療制度) 保険料のお支払い方法の変更

となりません。

① 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合

② 世帯主または配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

保険年金グループの窓口にお申し出いただいた後、速やお申し出いただくことが可能

かに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。8月13日(水)を過ぎても申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月以降の年金から中止させていただきます。ご了承ください。

政府決定(平成20年6月12日)に基づき 後期高齢者医療制度(長寿医療制度) 保険料の減額割合を拡大

既に平成20年度分の保険料についてのお知らせを送付しましたが、以下の方は、減額後の保険料のお知らせを8月以降に送付いたしますので、ご確認ください。

- ・平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方
- ↓一律8・5割軽減とします
- ・賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方
- ↓所得割額を一律5割軽減とします

後期高齢者医療制度の被保険者証および保険料についてのお問い合わせは、保険年金グループまでお願いします。
☎079(435)2581

町長と タウンミーティング

語り合おう



6月11日(水) 午前10時30分~11時30分
参加者 子育て支援センター利用者 35人

- 《主な発言から》
- ・子育て支援センターで、お父さんが休みの時に子どもと遊ばせたい
 - ・幼稚園、支援センターに男性職員を採用してほしい
 - ・健診は、福祉会館なので雨が降ると移動手段がなく、バスがあると助かる
 - ・健診時に、子どもの託児場所を設けてほしい
 - ・北池公園に安全面、防犯面から外灯を
 - ・大西公園は、自転車でも出ると危険。車止めの改善を
 - ・女性消防団でも託児について話し合い、お互いに助け合う方向

テーマ「子育てしやすいまちづくり」今回は、子育て世代の方々と、語り合いました。
▼問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356

▶ 今後の予定
申し込みは不要です。当日、直接お越しください。

テーマ 福祉のまちづくり
日時 8月5日(火) 午前10時~11時
場所 福祉しあわせセンター
対象 一般、福祉関係者
問い合わせ 社会福祉協議会
☎079(435)1712
企画グループ
☎079(435)0356

テーマ 参画と協働、交流のまちづくり
日時 8月7日(木) 午前10時~11時
場所 中央公民館
対象 一般、公民館利用者
問い合わせ 中央公民館
☎079(437)6980
企画グループ
☎079(435)0356